

湯沢市議会基本条例 検証結果報告書

平成30年6月

湯沢市議会 議会運営委員会

【1. はじめに】

湯沢市議会基本条例は、平成24年3月定例会において、議会基本条例特別委員会を設置し、市民説明会やパブリックコメントを経て、平成25年3月定例会において、可決、成立し平成25年4月1日に施行されました。

本条例は、「市政の情報公開と市民参加を基本とした、これからの自主自立する地方自治体にふさわしい、市民に身近な議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることにより、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に寄与する」ことを目的としています。（基本条例第1条）

二元代表制における議会の役割と責務を明確にし、議会が市民の代表機関であることの自覚と、議員間の自由かつつな討議を重んじ、不断の議会改革に努めることを基本理念に、9章、23条の本文及び附則で構成されています。

また、本条例の第23条では、「議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会で検討しなければならない。」と規定しています。

【2. 検証の経緯】

本委員会では、全議員で行った各条・項に対する課題抽出や評価意見の取りまとめを行い、これをもとに委員会での議論、更に会派等に持ち帰るなどして協議を重ね、委員会の総意として「検証結果報告書」として取りまとめました。

基本条例の検証は、はじめに、① 検証実施要領の策定、② 検証表、③ 検証スケジュール等について協議し、次のとおりとしました。

検証体制：議会運営委員会委員、議長、副議長。

検証方法：全23条の条項について1条、1項ずつ検証、成果、課題の抽出を行い、その結果をA、B、Cの3段階評価。

また、検証の評価が困難な条項は 検証対象外としました。

【評価の段階】

A：達成	…	当該条項はおおむね（8割程度）目的を達成
B：一部達成	…	当該条項は一部（5割程度）目的を達成
C：未達成	…	当該条項は、目的を達成できなかった（3割以下）
—：検証対象外	…	当該条項は、検証の対象外とする。

議会運営委員会における条例の検証の経過

月 日	協 議 内 容
平成29年11月20日	議長から議会運営委員会に条例の検証を始めるよう提案
平成30年 2月21日	具体的な検証方法について協議 ①検証実施要領の策定、②検証表、③検証スケジュールについて協議、決定
平成30年3月14日	会派を中心に検討課題について協議、検討課題の抽出、条文ごとの評価を実施 評価内容の整理
平成30年3月19日	評価結果の取りまとめについて条文ごとに協議
平成30年3月20日	全員協議会において評価結果について報告、協議
平成30年4月17日	評価がB及びCとなった項目を中心に、今後の対応・対策と最終的な報告書の作成について協議
平成30年6月 4日	報告書の作成について協議
平成30年6月15日	報告書の作成について協議
平成30年6月20日	全員協議会において検証結果について報告

【3. 検証の結果】

別紙 達成状況検証表

【4. 検証結果の公表】

本委員会における検証の結果及び目的が達成できていない条項に係る具体的な対応方策については、市ホームページや議会だより等に掲載し、広く市民に周知を図ることとします。

【5. むすびに】

議会基本条例について条文ごとに検証を行い、検証に対する対応等の検討を全議員で行ったことは、基本条例に対する認識の共有を図る意味においても大きな意義がありました。

また、検証等を行う過程において、二元代表制の一翼を担う議会においては行政監視機能に加え、自由討議の導入検討を含め政策立案機能の充実、強化に取り組むことの重要性について検討できたことも大きな収穫となりました。

議会基本条例は、議会における最高規範と位置付けられており、引き続き議員一人一人が共通の認識のもとに目的達成に向けて取り組んでいくことの重要性を強く感じました。